

●水道料金について

質問 水道料金の支払い方法は？

回答 水道料金は2か月ごとに検針を行い、その使用水量に基づき、料金を算出・請求します。納入通知書（請求書）には支払期限が明記されていますので、期限内にお支払い下さい。
納入期限を経過しますと督促状が発行されます。さらにお支払いがないときには、あらかじめお知らせしたうえで給水を停止することがあります。
お支払いは次の2通りの方法があります。

[納入通知書]

納入通知書でお支払いいただく方法です。金融機関、コンビニエンスストア及び水道料金センター窓口で取扱いしています。納入通知書の発送は検針月の25日（休日の場合は直前営業日）です。

[口座振替]

お客様の預金口座から2か月に1回、自動引落しによってお支払いいただく方法です。口座振替依頼書にお客様番号を記入のうえ、預金通帳と届け印を持参し、金融機関へ直接お申込み下さい。口座振替日は、検針した月の翌月10日（休日の場合は翌営業日）です。

質問 水道料金のしくみはどうなっているのでしょうか？

回答 水道料金は、使用水量に応じ、料金表により計算します。2か月間の水道使用量のうち0～16立方メートルまでの分は基本料金のみが適用され、16立方メートルを超えた分は基本料金に従量料金を加えて計算します。

[基本料金表] 基本料金は水道メーターの口径によって変わります。

口径	基本料金	口径	基本料金	口径	基本料金
13mm	930円	40mm	6,200円	100mm	38,500円
20mm	1,350円	50mm	11,300円	150mm	82,800円
25mm	2,000円	75mm	23,500円		

※上記の金額は1か月分の基本料金です。水道料金の検針・請求は2か月ごとに行いますので2か月分の基本料金となります。上表の金額には消費税及び地方消費税相当額は含まれていません。

[従量料金表]

使用水量	従量料金(1立方メートルあたりの料金)		
	13・20・25mm	40・50mm	75・100・150mm
16立方メートルを超え40立方メートル以下のもの	155円		
40立方メートルを超え200立方メートル以下のもの	195円	195円	
200立方メートルを超え600立方メートル以下のもの	255円	255円	255円
600立方メートルを超え2,000立方メートル以下のもの	315円	315円	315円
2,000立方メートルを超えるもの	355円	355円	355円

※上記の金額は専用給水装置・一般用の従量料金です。上表の金額には消費税及び地方消費税相当額は含まれていません。

メーター交換へのご協力をお願いします。

水道課では、計量法により定められた有効期限が満了を迎える水道メーターを毎年4,000個以上交換しています。

交換作業は、水道課が委託した銚子管工事協同組合加盟の水道工事事業者が、対象となるご家庭に直接伺い実施します。交換作業の料金は、無料です。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

※メーターボックスの上に物を置かないでください。

※危険のないよう、犬はつないでおいてください。

水道課では、ご依頼のない水質検査をはじめ、浄水器等の販売・貸し出し・あつせんなど、いっさい行っていません。不審なときは、身分証明書の提示を求め、会社名や担当者名を水道課までご連絡ください。

不審な訪問販売などに注意下さい